

## 鳥獣保護管理法第38条に関する検討会（第2回）

### 議事概要

日時：令和6年5月23日（木）13:00～15:00

場所：環境省第1会議室（合同庁舎5号館22階）

#### ■検討委員（五十音順・敬称略）

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 伊吾田 宏正 | 酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 准教授        |
| 宇野 壮春  | 合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員       |
| 遠藤 聡太  | 早稲田大学法学学術院 准教授                |
| 佐藤 寿男  | 一般社団法人秋田県猟友会 会長(代表理事)         |
| 武田 忠義  | 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室 主幹 |
| 横山 真弓  | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授           |

#### ■関係機関

渡辺 和巳 警察庁生活安全局保安課 理事官

#### ■環境省（事務局）

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 中澤 圭一  | 自然環境局野生生物課 課長        |
| 宇賀神 知則 | 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長 |
| 村上 靖典  | 〃 室長補佐（総括）           |
| 高瀬 裕貴  | 〃 室長補佐               |
| 根上 泰子  | 〃 室長補佐               |
| 治 健太   | 〃 室長補佐               |

#### ■議事

- （１）第1回の意見の概要
- （２）鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針（案）について
- （３）その他

#### ■配付資料

##### 出席者名簿

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 資料1①  | 想定される論点及びポイント（第1回検討会資料より） |
| 資料1②  | 第1回検討会における意見の概要及び対応       |
| 資料2   | 鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針（案） |
| 参考資料1 | 鳥獣保護管理法第38条に関する検討会設置要綱    |

## ■議事概要

### 【議事（１）第１回の意見の概要】

環境省より資料1①及び資料1②について説明

#### ●（意見なし）

### 【議事（２）鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針（案）について】

環境省より資料2について説明

#### 1. はじめに について

（伊吾田座長）

- 3 P24行目（用語の整理）の「捕獲関係者」は、自分が提案した。理由は、「捕獲従事者」とすると実際にわなや銃を扱う者のみを指す語と解されるおそれがあるため。また「捕獲者」については、「ハンター」では一般狩猟者を連想させることから、趣味の狩猟者と、こういった専門的な捕獲に従事する捕獲者を区別できる点でよい。

（横山委員）

- 一般的に「ハンター」というと趣味で狩猟をする、知識や経験、技術の程度に幅のある方々を指す。「ハンター」と、専門的な知識を持った、英語ではカラー（culler）という言い方をする、「捕獲者」はしっかり区別していくべき。

#### 2. 現状と課題 について

（横山委員）

- 4 P16行目（２）運用の現状について、これまで特に明記をしなかったが、ニュース等で、地域によって捕獲者にかなり危険な業務に従事していただくにもかかわらず、通常の有害捕獲とあまり変わらないような扱いをされていることが報道されていた。現状では、行政区によって地域の猟友会等捕獲者が対応する際の資金面や安全面の負担の状況がかなりまちまちであり、差が出てきてしまっているという課題は追加で挙げた方がよい。

（環境省）

- P6以降の対応方針に、そういった関係者の方への手当に関して記載している。課題部分の記載についても検討したい。

（遠藤委員）

- 6 P（課題）については、警察官職務執行法や緊急避難による対応が難しい状況があり、

それを踏まえて今回の鳥獣保護管理法の改正を検討するという前提が記載されている。22行目から25行目の4行「なお」以降の趣旨は、鳥獣保護管理法で、仮に例えば対応する規定ができた場合であっても、従前の警察官職務執行法4条による対応や緊急避難による対応というものができなくなるわけではないということで、この点を明記する趣旨で、追加を提案した。

(警察庁)

- 6 P22行目なお書き以降の部分について、当庁としては、警察官職務執行法や刑法の緊急避難による違法性阻却を前提とするような制度設計というのは適当ではないと意見を述べてきた。この文書には、こういった記載は適切ではないと考えている。
- 遠藤委員の指摘は理解している。警察官職務執行法の規定は、警察官職務執行法に規定されたシチュエーションにおいては、鳥獣保護管理法の規定にかかわらず運用できる。そういうシチュエーションがゼロになるかということ、そういうことでは決してないというのはそのとおりである。ただし、今回の議論で目指しているのは、そういった警察官職務執行法や刑法というところを基本的には想定しないような制度設計なので、そうした意味では、このなお書きというのは入れること自体が適切ではないと考えている。
- ただ、警察としては、警察官職務執行法を前提としない制度になろうが、110番通報を受ければ出動し、住民の安全確保のために皆さんと協力することには変わりはない。その点についてはご安心いただきたい。

(遠藤委員)

- 6 P22行目以降のなお書きの部分については、警察官職務執行法や刑法の緊急避難の解釈・運用自体が、鳥獣保護管理法の新たな規定によって変更を迫られることはないという趣旨である。
- 6 P24行目の「検討に当たって……趣旨を没却しないように注意する必要がある」という記載は、警察官職務執行法や緊急避難の限定的な運用自体にはそれなりに理由があることから、そこでケアしてきた弊害、例えば、権限の濫用や不必要な実力行使の横行などが起きないように、鳥獣保護管理法による規定の要件等はしっかりつくっていく必要があるという趣旨で記載している。
- 以上の趣旨を超えるメッセージが込められていると誤解を与えるおそれがあるということであれば書きぶりは変えたほうがいいと思うが、現状はこれで問題ないのではないかと考えている。

(環境省)

- 事前調整の中で、北海道の武田委員から、現場の出没対応に当たっては、鳥獣保護管理法と警察官職務執行法の両方とも、法令上は適用される可能性があることを考えるべきとのご意見をいただいていたことも踏まえた記載である。ただし、この資料そのものの位置づけは、鳥獣保護管理法と警察官職務執行法の扱いではなく、鳥獣保護管理法の改正に関する対応方針を整理する資料なので、その位置づけを踏まえて、このなお書きをあえて書くかどうか論点だと思う。

(武田委員)

- 北海道庁内部や札幌市からは、鳥獣保護管理法の改正によって警察官職務執行法の運用が変わるのか、関心が寄せられている。
- 警察官職務執行法の運用が変わらないというのがまず大前提としてあるとしても、正しいメッセージを伝えるためには、対応方針にこういった記載があると良い。

(警察庁)

- 原文は各委員の意図を踏まえた表現になっておらず、不適切な文章である。適切な文章に修正すれば、残す余地はあると考えている。

(環境省)

- 今回の検討会で全ての文言まで確定するものではない。引き続きご相談したい。

(横山委員)

- 今現在でも現場では、警察官職務執行法による発砲の命令は簡単には発令されないと認識しており、そもそも警察官職務執行法の適用を安易に想定する考えは、現場ではないと感じている。

### 3. 対応方針 について

(宇野委員)

- 今回の対応方針に記載されている鳥獣保護管理法の改正が行われる場合、許可については都道府県知事の権限になり、それが市町村に移譲されていくという理解でよいのか。

(環境省)

- 法律の改正自体は、この対応方針を踏まえて、具体的に検討していくことになる。その際に、例えば市町村に新たな規定を設けようとするときに、こういった置き方をするのかということも含めて、現行の他の法令の例も参考に検討することになる。

(横山委員)

- 6 P35行目、はこわなでの銃器の止めさしを実施可能とする記載について。くくりわな自体は山の斜面だが、非常に長いワイヤーで、住居、具体的には倉庫にクマが入りかけているような違法捕獲にあたる場面を経験したことがある。そういった違法捕獲のくくりわながゼロではないという状況があり、このときに、山の斜面に向かって撃てるなど、安全性が確保できる場合の対応について検討をお願いします。

(環境省)

- ご指摘の、住居集合地域等に該当する山野に設置されているわなにクマが錯誤捕獲された場合であって、銃で止めさしをしたい場合については、6P30行目、「住居集合地域等における銃猟を特例的に実施可能とする」規定を設ける改正によって、そこでも銃猟が可能になれば、状況がくくりわなかどうかに限らず、この規定の中で対応できるようになる可能性は考えられる。

(武田委員)

- 7 P9行目の「現実的に運用可能な制度にする」について、市町村や猟友会の規模によっては、精緻な計画になかなか対応できない可能性がある。かといって、あまり緩過ぎると安全面で不安な制度になってしまうため、そのバランスが必要。
- 7 P18行目は9行目の記述の趣旨と重複するが、市町村がそれを受け入れて、実際に対応できる制度とすることが必要。
- 7 P20行目から21行目について、新たな制度に対応するだけのノウハウがない市町村がある。特に、今回の場合は非常に危険な状況での判断を強いられるため、それが実施可能な体制が取れるように、これは都道府県の役割でもあるが、国としてもしっかり配慮していただきたい。

(環境省)

- 二つの観点で対応できていると思っている。一つは、制度を改正する際に、制度そのものなるべく使いやすい形にする。二つ目は運用の部分での支援であり、1 P8行目の記載のとおり、マニュアルやガイドライン、研修の実施によって支援を想定している。

(佐藤委員)

- 10 P 4行目の「不利益」とはどういう意味か。
- 実際に発砲したハンターが、猟銃の仮領置をされないようにしていただきたい。

(環境省)

●「不利益」について、念頭に置いているのは、例えば、この後書いているように、損害賠償のような請求に対して、あくまで捕獲者の方をお願いをした方が補償すべきという趣旨で記載している。

●銃の仮領置については、銃刀法の規定に関するのと理解した。警察庁からご発言があれば、お願いしたい。

(警察庁)

●仮領置というのは、銃刀法に違反した場合に銃をお預かりすることを指して仰っていると思うが、鳥獣保護管理法の規定に従って発砲される分には銃刀法の違反には当たらない。

(佐藤委員)

●銃を仮領置されている間は、そのハンターは有害鳥獣駆除の対応ができない。そのような問題が発生しないようにしてほしい。

(環境省)

●捕獲者の不利益がないようにするというのは、今回の改正の最も重要な点の一つであると認識している。しっかりと検討してまいりたい。

(伊吾田座長)

●8P33行目以降「バックストップ」と、その次のページの「発砲する際の角度等」に重複している部分がある。場合によっては統合してしまうとか、もう少し区別をすとか、微修正をお願いしたい。

(環境省)

●承知した。

(横山委員)

●8P「銃器、弾丸の種類」21行目のスラッグ弾の説明に「貫通力も高い」という表現があるが、適切に撃つと貫通はあまりしないと思う。はこわなで捕獲した獣類の止めさしの際に、貫通力があると非常に危険なので、きちんと動物の体の中で止まるように撃つことが重要。

(環境省)

●ご指摘の8P21行目の「貫通力も高い」という記述は誤植であり、正しくは「貫通力が低い」と、真逆のこと。修正したい。

(伊吾田座長)

- これは弾頭の材質も関係してくる。鉛は柔らかくて、ここであっている貫通力も低い、銅等の材質の弾は、硬いため、貫通力が高い。貫通力はハープライフルかどうかとも関係してくる。その辺りも整理いただけるとよい。

(宇野委員)

- 8P30行目「一方で、麻酔銃猟が危険な場面も多い点にも留意が必要」と記載されているが、ここは銃器や弾丸の種類についての説明をしている箇所であり、危険な場面も多いという記載には違和感がある。

(環境省)

- 表現ぶりを工夫したい。はこわなや建物内ではないような状況で、麻酔銃猟を元気に動き回っている個体に使おうとした場合には、かえって刺激して反撃を受けるおそれがあるといった趣旨による記載だが、例えば、衰弱している状況であれば、うまく使えることをここでは記載すべきかと考えている。

(伊吾田座長)

- 8P34行目「市街地」のように、全体を通じて「市街地」という言葉が10か所前後使われているが、「住居集合地域等」と「市街地」の言葉の区別、使い分けはどのようになっているか。

(環境省)

- 「住居集合地域等」は、鳥獣保護管理法第38条の第1項で実際に使っている表現だが、一方で「市街地」というのは、法律上は出てこない表現。鳥獣保護管理法上の住居集合地域等だと判断している場所を指している場合とそうとは限らない場合で、使い分けをしていた。3Pの用語の整理に定義を記載することも考えられるので、その方法も含めて検討したい。

(宇野委員)

- 9P20行目の現場責任者について、恐らく責任者は市町村か都道府県しかないのではないか。先ほどの許可移譲の件も関係するが、許可の権限を持つものが責任者になるのか、あえてまだ決まっていないことが多いのでほかしているのか、教えてほしい。

(環境省)

- 現時点で法律やマニュアルにどのように記載するかというところは整理できていない。現状として実態上どうなっているのか、武田委員や横山委員からご紹介いただけることがあれば、ご教示いただきたい。

(武田委員)

- 北海道の場合は、ヒグマの捕獲許可は、まず市町村長に北海道が許可する形を取っている。現場での対応は、市町村と捕獲者の関係によって様々なパターンがある。市街地出没などのシビアな状況においては、市町村がベテランのハンターさんの意見を聞きながら現場の判断を行い、それに必ず警察も同席して法令上の判断などをサポートするというのが通常のやり方である。  
今後の法改正に当たって、市町村長が許可を得るような形になると、今までどおりの形になる。
- 我々が関係者との事前の意見交換の中で少し気にしているのは、仮に、都道府県も現場での立ち会いが必要となった場合は、北海道は非常に面積が広大なため、不可能になってしまう。

(横山委員)

- 兵庫県の場合は、捕獲許可権限が兵庫県にあるため、10か所の出先機関が許可を出している。クマの出没の多い三つの市町の場合は、会計年度職員ではあるものの鳥獣対策員が配備されており、農林振興事務所、県の出先、市町の鳥獣対策員とで密に現場対応をすることができている。
- ただし、これらの地域以外の、経験があまりない、あるいは非常に人口規模の低い地域などでは、市町が判断を下すことは非常に厳しい状況にあるため、県が中心となって、市、それから警察と連携して現場対応を実施している。知識がなく、判断ができない市町が非常に多い点が気になっている。また、県も異動後間もない職員が担当となった場合など、対応できない場合がある。  
全国各地で考えれば、かなりの都道府県や市町村が、経験がなく対応できない、現場を仕切れないのではないかと懸念している。
- 自治体が現場での対応を仕切れないときには、宇野委員のように民間の方々との連携が非常に重要になる。対応できない自治体における運用上の体制整備は非常に気になっている。現場責任者が必要ということには賛成する。

(武田委員)

- 北海道の状況をもう一度詳しく説明したい。対応に慣れている町の場合は、おのずと関係者の連携体制が取れているが、最近、前例のない地域でのヒグマの市街地出没が多

くなっている。前例のない地域やそもそもクマを撃てるような方がいない地域は対応が非常に混乱していることもある。

(環境省)

- いずれにせよ、重要なのは事前の準備、訓練、あるいは国によるガイドラインや説明会も活用いただく中で、事前に想定をして、起きたときにどうするのかだと考えている。その点は引き続きご意見をいただきながら、検討したい。

(横山委員)

- 9 P 33行目、国は「人材の育成と配置の支援を検討する」という記載が非常に重要と考えている。クマ類に慣れていない狩猟者が大変多いため、従来のシカ・イノシシの捕獲の技術に加えて、さらにクマ類に対する安全確保ができる人材というところを強化していただきたい。

(環境省)

- 昨年度に開催した「クマ類保護及び管理に関する検討会」の中でも人材育成の必要性のご指摘をいただいている。環境省としては、4月のクマ類の指定管理鳥獣への指定を踏まえて、現在、交付金の拡充を検討しており、その中で、人材育成に係る支援も検討している。

(伊吾田座長)

- 我が国の野生動物管理を推進していく上で、関係機関の役割分担や人材の配置・育成は、基本となることだと思う。広範囲の野生動物管理の中の、大型獣の出没対応の一つに住居集合地域での対応がある。前回も述べたが、野生動物管理教育のコアカリキュラムの取組もあるので、そういうものと連携して総合的に進めていただきたい。

(宇野委員)

- 10P3行目に、「捕獲者が自治体や地方住民からの要請に基づき正当に銃猟」と書いてあるが、住民からの要請ではなく自治体からの要請によって行われるのではないか。

(環境省)

- ご指摘のとおり、「や地方住民」は不要かと思うので、修正したい。

(宇野委員)

- 捕獲者の出動に応じた手当の支給などの仕組みについて、人の命に関わるものであるこ

とも踏まえ、整理してほしい。

(横山委員)

- 10Pその他について、シカ・イノシシの捕獲促進によって、わなの設置数が膨大な量になっており、クマがいるなんて思っていないところでクマがかかり、様々な問題が発生している。シカ・イノシシ対策と合わせ、連携して、クマ類の混獲防止の対策についても検討いただきたい。

(環境省)

- シカ・イノシシの捕獲強化に伴うクマの錯誤捕獲の問題は非常に重要な問題だと認識している。現在、鳥獣保護管理法に基づく基本指針の中でも、クマが生息している、あるいはおそれがあるような場所では、くくりわなは仕掛けない配慮が必要だといった記載をしている。改めて、ご指摘も踏まえて、関係団体等とも連携して、普及啓発の取組を進めていきたい。

(警察庁)

- 重ねてになるが、警察官職務執行法の活用を前提とした記載ぶりにならないようお願いしたい。7P<全体共通>の部分に警察官職務執行法の活用を前提としない旨の記載をお願いしたい。
- 鳥獣保護管理法第38条第1項の夜間銃猟について、前回の会議でも、ほかの委員の方から、光源が十分に確保できて、矢先の安全が確認できれば撃てるようにしてもよいのではないかと意見があった。日の出、日の入をまたいで対応する場合に、警察官が夜間の動静監視をすることが多いと思うので、夜間銃猟についても検討いただきたい。

(環境省)

- 7P<全体共通>の部分については、引き続き調整させていただきたい。環境省としても、鳥獣保護管理法で対応できるように改正していくべきだと考えている。
- 夜間銃猟については、鳥獣保護管理法第38条の第1項で、「日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。」という規定がある。これは、必要な光がなく、見通しがいい状況で銃を撃つことを防ぐ規定であるが、ご指摘は、建物の中であれば照明によって必要な光を確保できる可能性があるという趣旨と理解した。今回の検討会の設置要綱においては、第2項と第3項の改正ということにしているが、いただいたご意見を踏まえて検討していく。

(環境省)

- 前回の検討会では、例えば建物の中で光源が取れているところでは銃猟は可能ではないか、といったご指摘をいただいたかと思う。それに加えて、委員から、こういったシチュエーションであれば可能というお考えがあれば、お聞かせいただきたい。

(武田委員)

- 実際にあった例としては、北海道羅臼町で、夜間にのみ出沒するクマに対して、発砲する方向・条件をしっかりと固めた上で、最終的には警察署長の判断で、警察官職務執行法に基づいて対応したことがある。このときは港にクマが出沒し、港内に船がいないうことを確認した上で海に向かって発砲した。
- 他には、市街地近くで、早朝や夕暮れ時にクマが出沒する事態が想定される。十分に明るく、撃てる条件でも、鳥獣保護管理法の現在の規制で発砲できないということもあり得る。ただし、この場合は明るさの判断基準が大変難しい。

(伊吾田座長)

- 日没直後は、さらに暗くなっていくが、逆に日の出直前はそれから明るくなってくるので、その違いもある。

(武田委員)

- 日没前後の対応の場合、個体を半矢にした際に夜間に追跡する可能性が生じる。これは大変危険であるので、考慮が必要である。

(伊吾田座長)

- 兵庫では、倉庫などの建物内で光源がある事例はあるので、速やかに対応できる形になるのは非常にありがたい。人家の台所に侵入した事例もあり、そういったときは速やかに、時間帯に関係なく対応できるのが理想だと思う。その際には、衰弱個体だったため、麻酔銃が使えれば対応できた。

(宇野委員)

- 以前に警察官職務執行法の命令を受けたときは、夜間にかなりスポットライトで照らして発砲している。光源の量や、撃った後の逃げる方向がある程度定まっているか、逃げた先が山になっているか、などの様々な条件があったほうがいいと思う。夜間なので、発砲の音も問題になり得る。それらを整理すれば、限られた条件の下で夜間に銃猟を行うのは、建物内に限らず、あり得ると思う。

(伊吾田座長)

●委員から様々な意見を得たので、事務局のほうで再度検討いただきたい。

### 議事（3）その他

※以下について、事務局から説明。

- ・第3回検討会を7月の初旬に開催する。開催日時については報道発表して公表する。
- ・第3回検討会までに、本日の議論も踏まえて対応方針案を修正した上でパブリックコメントを行う。
- ・第3回検討会では、パブリックコメントの結果も踏まえて、本日ご紹介した対応方針案について引き続きご議論をいただきたい。

以上